

平成24年度
国の施策等に関する
提案・要望書
(重点項目)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥取県知事	平井伸治
鳥取県議会議長	伊藤美都
鳥取県市長会長	竹内功典
鳥取県市議会議長会長	中西照典
鳥取県町村会長	石川操
鳥取県町村議会議長会長	西川憲雄

＜重点項目＞

1	DV加害者更正に向けたプログラムの国レベルでの早急な作成について 【総務部】	1
2	消費者行政活性化への財政的支援の継続について【生活環境部】	2
3	中山間地域における投票機会の確保について【企画部】	3
4	消防団に対する財政措置の拡充について【危機管理局】	4
5	「ふるさと納税」の促進について【総務部】	5
6	文化芸術を素材とした地域振興に取り組む市町村への財政的支援の拡充について【文化観光局】	6
7	生活排水処理事業における国の窓口の一本化、維持管理費に対する財源の確保及び統廃合時の補助金返還免除について【生活環境部】	7
8	朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨収集について【生活環境部】	8
9	インターネット上における人権侵害の防止について【総務部】	9
10	人権救済制度の確立について【総務部】	10
11	「総額裁量制」の柔軟な運用について【教育委員会】	11
12	スクールカウンセラーの国庫補助制度の充実について【教育委員会】	12
13	特別支援教育の就学奨励制度の見直しについて【教育委員会】	13
14	発達障がいのある生徒に対する高校での指導支援の充実について 【教育委員会】	14
15	奨学金債権回収に要する経費の財源措置について【教育委員会】	15
16	文化事業の実施に係る補助・支援制度について【教育委員会】	16
17	三徳山の世界遺産登録に向けての取組について【文化観光局】	17
18	生活保護の級地制度及び生活保護受給者の自動車運転免許取得について 【福祉保健部】	18
19	地域生活定着支援センターに対する支援について【福祉保健部】	19
20	地域の実情に応じた障がい福祉サービスについて【福祉保健部】 ①障がい者総合福祉法（仮称）の制定に向けた提言について	20
21	地域の実情に応じた障がい福祉サービスについて【福祉保健部】 ②地域の実情に応じた障がい福祉サービスの提供と財源確保について	21
22	介護報酬の適正化等について（人材定着・雇用確保対策）【福祉保健部】	22
23	介護福祉士資格の取得に関する現任者対策について【福祉保健部】	23
24	介護基盤緊急整備事業について【福祉保健部】	24
25	子どもに対する手当の取扱いについて【福祉保健部】	25
26	保育所における保育士配置基準の改善及び財源措置の充実について 【福祉保健部】	26
27	小児医療費の負担軽減等及び特別医療費の助成に伴う国庫負担金の減額措置の見直しについて【福祉保健部】	27
28	病児・病後児保育施設の運営費に対する国庫補助要件の緩和について 【福祉保健部】	28

29	放課後児童クラブに係る補助制度の充実について【福祉保健部】	29
30	妊婦健康診査助成事業に対する支援について【福祉保健部】	30
31	不妊治療支援対策の充実について【福祉保健部】	31
32	子宮頸がんワクチン等の定期接種化と財政支援について【福祉保健部】	32
33	がん対策の推進について【福祉保健部】	34
34	たばこ対策について【福祉保健部】	35
35	ポルフィリン症の難病指定について【福祉保健部】	36
36	医師確保対策の推進について【福祉保健部】	37
37	看護師確保対策の推進について【福祉保健部】	38
38	医業類似行為の明確化について【福祉保健部】	39
39	国民健康保険制度の基盤強化について【福祉保健部】	40
40	県立職業能力開発校の地方独立行政法人化について【商工労働部】	41
41	国内産業の地方分散の促進について【商工労働部】	42
42	農産物貿易ルールの確立について【農林水産部】	44
43	コメ先物取引の試験上場に係る影響の把握について【農林水産部】	45
44	農地保有合理化事業の充実強化について【農林水産部】	46
45	鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保について【農林水産部】	47
46	魚介類における農薬残留基準の早急な設定について【農林水産部】	48
47	農地・水保全管理支払交付金（共同活動支援交付金）の継続について 【農林水産部】	49
48	特殊土地地帯災害防除及び振興臨時措置法の期限延長について 【農林水産部】	50
49	国営造成水利施設の維持管理支援施策について【農林水産部】	51
50	造林公社に対する支援措置の拡充について【農林水産部】	52
51	林業振興と木材の供給促進について【農林水産部】	53
52	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日 韓漁業協定関連漁業振興対策事業の継続実施について【農林水産部】	54
53	漁港関係事業費の確保及び漁港航路・泊地しゅんせつの支援制度の更なる拡 充並びにフロンティア漁場整備事業費の確保について【県土整備部】	55
54	安全安心な県土づくりのための事業費の確保について【県土整備部】	56
55	直轄河川事業費の確保について【県土整備部】	57
56	直轄海岸事業費の確保について【県土整備部】	58
57	砂防関係事業費の確保について【県土整備部】	59
58	国の道路整備事業における埋蔵文化財の発掘調査費用原因者負担の明確化に ついて【教育委員会】	60
59	住宅・建築物の耐震改修補助制度の拡充について【生活環境部】	61
60	総合的な鉄道の整備推進について【企画部】	62
61	中山間地域における生活交通支援の確保・充実について【企画部】	63
62	直轄事業における地元企業への優先発注について【県土整備部】	64
63	外国人観光客誘致に係る地方への配慮について【文化観光局】	65

64	汽水域の湖沼における汚濁機構解明について【生活環境部】	66
65	廃棄物焼却施設改良事業への地方公共団体の財政負担の軽減について 【生活環境部】	67
66	大規模災害時等における対応能力の向上について【危機管理局】	68

1 DV加害者更生に向けたプログラムの国レベルでの早急な作成について

《提案・要望の内容》

○DVの未然防止及び再発防止のため、DV加害者更生に向けたプログラムを早急に作成すること。

※DVの未然防止及び再発防止のため、加害者更生対策について各県とも必要性を感じているが、条例で加害者に強制的にプログラムを受講させることは困難であり、国レベルでの対応を行う必要がある。

<参考>

- DV防止法においては、「国及び地方公共団体は加害者の更生のための指導方法に関する調査研究の推進」が規定されているだけで、具体的な加害者更生対策は示されていない。
- 外国では、裁判所による法的な強制力により加害者に何らかのプログラムを受けさせている例も見られる。
- わが国においても加害者更生については、国の制度として検討していくことが必要である。

[諸外国の例]

- 諸外国では、刑罰又は保護処分として、裁判所の命令により加害者更生プログラムの受講が科せられているものがある。(イギリス、韓国、アメリカ)
- また、加害者更生プログラムを受講しないなど命令に違反したり、非協力的であったりした場合には、より重い処分に変更することを可能としているものがある。(韓国)
- さらには、被害者の訴えがなくても、警察が加害者を逮捕するという「逮捕優先政策」及び検察官が加害者を起訴するという「no drop 政策」を採っているものがある。(アメリカ)

[県内の対応状況]

- DV加害者電話相談事業（県単独：平成18年10月～）
 - ・実施日時：毎月第3金曜日 午後6時～午後9時
 - ・相談電話：1回線（専用回線）
 - ・相談体制：研修を終了した相談員による対応

相談実績（平成23年3月末現在）

	相談件数
平成20年度	2件
平成21年度	3件
平成22年度	6件

(参考) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

2 消費者行政活性化への財政的支援の継続について

《提案・要望の内容》

○平成24年度以降においても、地方消費者行政の充実・強化のための財源手当について継続的に配慮すること。

○地方の実情を踏まえ、自主性を尊重した基金活用のため、条件緩和を図ること。

※消費者が主役となる「国民本位の行政」への大改革を進める上で、地方消費者行政の活性化は喫緊の課題であり、平成21年度から基金造成による消費生活相談窓口の充実強化が図られているところ。

※当県においても、土・日曜日に相談業務開始や消費生活相談員の増員を行い、また県内全ての市町村が相談窓口を開設するなど相談体制の充実・強化に向けて取り組んでいるところ。

※しかしながら、現在の基金に基づく活性化事業の実施期間は、平成23年度末まで（申請により24年度まで延長可能）となっており、また基金の取崩し額が消費者行政予算の2分の1を上回らない額を限度とされているなどの制度設計になっている。

<参考>

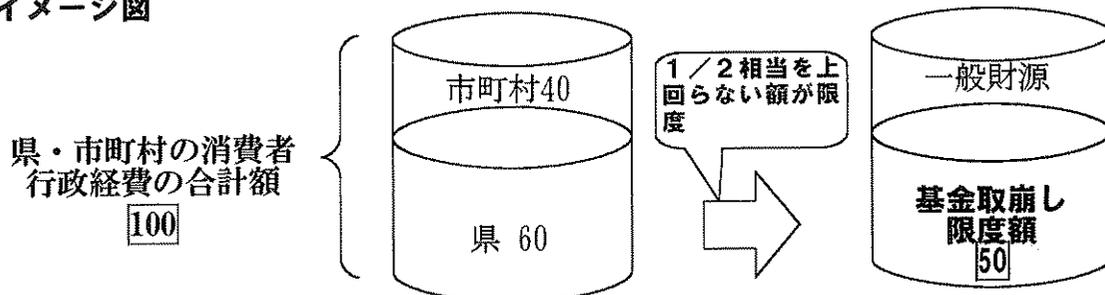
地方消費者行政活性化基金における予算上の制約ルール

その1

『基金の取崩し限度額』に係る規定

交付金相当分の取崩しについては、取崩しを行う年度の都道府県の消費者行政経費(決算ベース)及び当該都道府県の管内の市町村の消費者行政経費(決算ベース)の合計額の1/2相当を上回らない額を限度とする。ただし、事業計画作成時は、予算ベースの額を計上することとする。

◆イメージ図

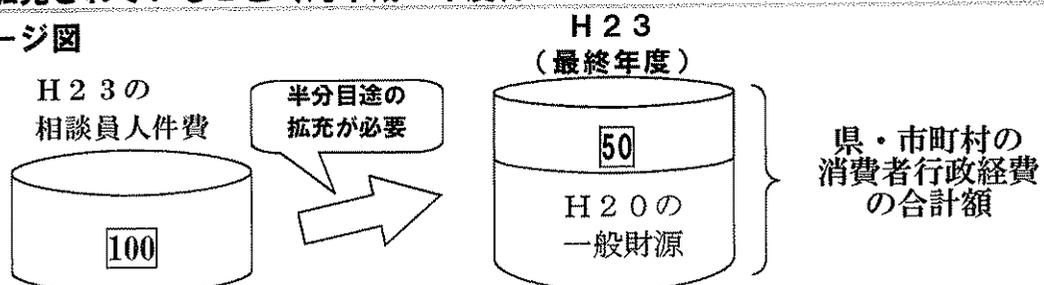


その2

『消費者行政経費の自主財源拡充』に係る規定

各都道府県においては、基金の最終年度には、相談員の人件費等に係る事業費の半分を目途に消費者行政経費の自主財源(基金(交付金相当分)を除く)が管内全体として拡充されていること(対平成20年度)。

◆イメージ図



3 中山間地域における投票機会の確保について

《提案・要望の内容》

- 公職選挙法において、投票所の設置及び開閉時刻についての例外規定を設け、交通の不便な中山間地域などに限り、一の投票区域内で投票できる施設を複数追加して設け、一定の時間においては当該施設でも投票できるようにすること。
- 公職選挙法に規定する投票の手続について、その例外規定を設け、投票事務従事者が交通の不便な中山間地域を巡回して投票用紙を回収できるようにすること。
- 郵便による不在者投票を、交通の不便な地域の有権者も利用できるようにすること。
- 上の措置が国政選挙・地方選挙を通じて実現できるよう、必要な財源措置を行うこと

<参考>

- 平成20年度から要望していた移動支援については、以下のとおり、国において措置され、当県においても同様に措置。
 - (ア) 第22回参议院議員通常選挙において、「中山間地域等における高齢者等の投票機会の確保に要した費用のうち、真にやむを得ないものについては別途考慮」することとされ、国において初めて投票機会の確保（バス等）についての経費が措置された。
 - 移動支援実施市町村：7町（岩美町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、大山町、南部町、江府町）
 - 具体的支援内容：集落から投票所までの無料バス運行、無料乗車券配布
 - (イ) 平成23年4月10日執行の鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙において、「投票環境向上施策に係る経費」について、県として経費措置を実施。
 - 移動支援実施市町村：8町（岩美町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、大山町、南部町、江府町）
 - 具体的支援内容：集落から投票所までの無料バス運行、公用車運行
- しかしながら、人口減少や過疎化により投票所の統廃合は更に進展。
 - H 8衆議選時：581箇所
 - H21衆議選時：431箇所（対H8：△150箇所）
 - H22参議選時：424箇所（対H8：△157箇所）
 - H23統一選時：410箇所（対H8：△171箇所）
- 引き続き、中山間地域住民の投票機会を確保するため、投票環境を改善・補完する方策を考えていく必要がある。

4 消防団に対する財政措置の拡充について

《提案・要望の内容》

- 国が示す「消防力の整備指針」に準じて、市町村が十分な消防力を整備できるよう、普通交付税の単位費用の算定における消防団員数の基準を実態を踏まえて見直すなど、市町村消防に係る財政措置の充実を図ること。

<参考>

- 県内の消防団員数は、消防庁の示す「消防力の整備指針」に基づく確保すべき団員数の基準を大きく下回っており、高齢化が進む中、大規模災害時の対応等に不安を抱えている。

市町村の消防団員数 (H22. 4. 1現在の県内合計)

基準数	実人員数	充足率
10,694人	5,194人	48.6%

(注) 基準数は、平成21年度消防施設整備計画実態調査における市町村からの報告に基づく数値

- 普通交付税の単位費用は、標準団体（10万人規模）で消防団員数563人を基準にして算定されていると思われるが、当該基準による消防団員数は、本県の実態には合っていない。

交付税算定基準とのかい離状況

交付税算定上の団員数 (県試算値)	県内の実人員数 (H22)	実人員数が試算値を上 回る市町村数
3,987人	5,194人	11市町/全19市町村

(注) 県試算値は、人口×補正係数×563（標準団体の団員数）÷100,000（標準団体人口）で算出

5 「ふるさと納税」の促進について

《提案・要望の内容》

○納税者にとってさらに使いやすい制度とするため、給与所得者の場合は、年末調整により控除できる仕組みを実現すること。

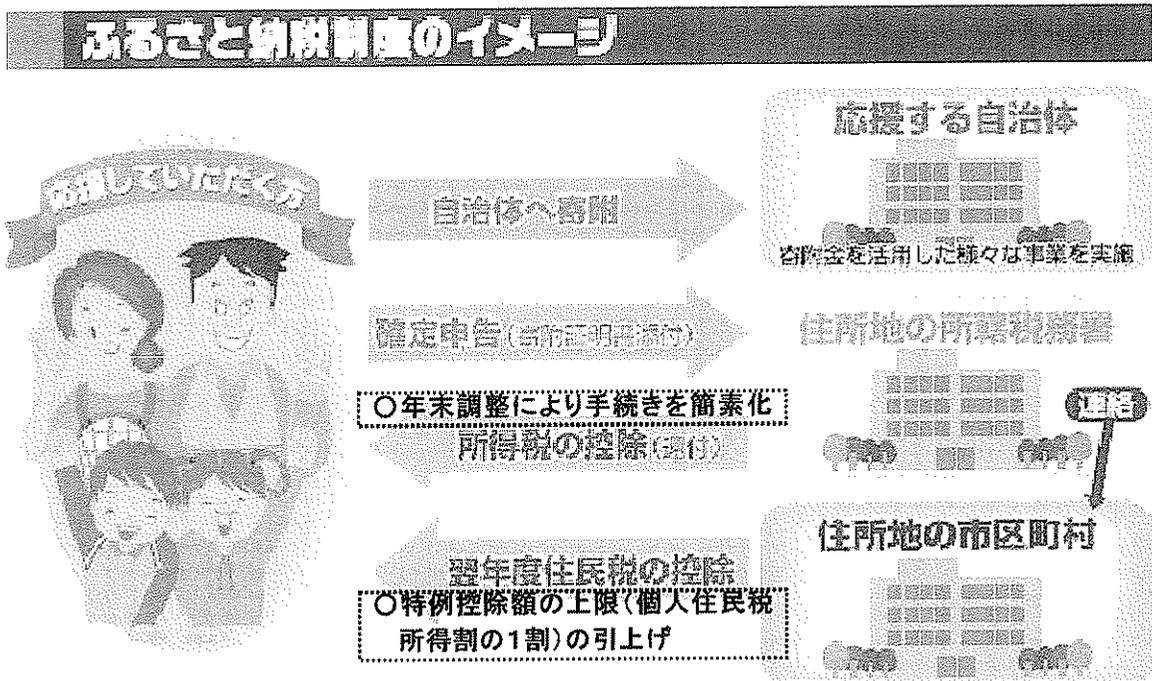
○個人住民税の特例控除額の上限（個人住民税所得割額の1割）の引き上げを行うこと。

※「ふるさと納税」は、制度発足から3年を経過し、寄付者が応援する「ふるさと」に多くの寄付が寄せられ、全国の自治体の活性化につながっている。

※また、平成22年度の税制改正において、所得税の寄付金控除の適用下限額の引き下げが行われ、平成23年度の税制改正（6/30法律公布）において、個人住民税の寄付金控除額の適用下限額の引き下げが行われた。（5,000円→2,000円）

※今後、「ふるさと納税」が将来にわたって広く国民に理解され、身近で簡便な手続きが確保されることで、より一層利用しやすい制度となる必要がある。

<参考>



6 文化芸術を素材とした地域振興に取り組む市町村への 財政的支援の拡充について

《提案・要望の内容》

○文化芸術を素材とした地域振興を推進するため、文化芸術活動と連携して地域の活性化に取り組む市町村への財政的支援について、公共文化施設を活用した場合に限らず、遊休施設や街並み等を活用した場合にも拡充すること。

※地域の活性化に資する文化芸術の素材があっても、財政力の弱い市町村では十分な取組が行えないなど課題がある。

(財) 地域創造、(財) 自治総合センター等が設けている市町村への支援制度は、公共文化施設を活用した場合に限られている。

<参考>

○遊休施設や街並み等を活用した文化芸術による地域活性化の取組例

<市町村が主導的に取り組んでいる例>

『アーティストインレジデンス事業』(岩美町)

- ・町内の旧病院をアトリエ、旧医師公舎をアーティストの滞在施設として整備し、アーティストや地元住民等との協働により、「現地創作活動の公開」、「地域との交流会」、「国際美術展」等を開催。地域の魅力を全国発信できる取組として定着しつつある。

[23年度事業費；3,000千円(町1/2、県1/2)]

<地域が主体的に取り組んでいる例>

『倉吉明倫地区におけるアートによるまちづくり事業』(倉吉市)

- ・地区内の旧小学校を会場の中心とし、県外の美大生などが現地滞在して作品創作等を行うアーティストインレジデンスによる地域活性化事業

『元魚町一丁目芸術祭』(鳥取市)

- ・地区内の民間ビルや街並みを会場に、地元出身の音楽家等と地元住民等との協働による地域活性化事業

※上記のような地域密着型の活性化事業については、市町村が中心となって支援を行うべきだが、市町村の支援がほとんどない状況。



【県支援制度「アーティストリゾート創造補助金」の創設】

- ・市町村主導での取組が進展しない中、23年度から県において補助制度を創設。

[制度概要]

- ◆実施主体；NPO、地域まちづくり団体等
- ◆補助種別；間接補助金[県1/2、市町村1/2以内、実施主体1/2以内]
- ◆補助上限；300千円

※財政力の弱い市町村では、なお主導的な取組が行われない懸念がある。

7 生活排水処理事業における国の窓口の一本化、維持管理費に対する財源の確保及び統廃合時の補助金返還免除について

《提案・要望の内容》

- 生活排水事業（公共下水道・農業集落排水・浄化槽・コミュニティプラント等）に係る国の窓口を一本化すること。
- 生活排水処理の公債費や維持管理費に係る財政支援を充実すること。
- 生活排水処理施設の統廃合時における補助金返還を免除すること。

※現在、国では生活排水処理施設整備事業は4省が同じ目標に向けた事業を個々に行っている。本来、生活排水処理施設は地域状況や整備手法等を考慮した総合的な整備が必要であり、国の窓口を一本化が、補助事務等の簡素化の面からも有益かつ効率的。

※特に市町村においては、これまでに整備した下水道施設に係る公債費や維持管理費の負担が大きく、接続が進まない現状では、使用料によりこれらの経費を賄えず、毎年一般会計から多額の繰り入れを必要とするのが実態であり、財政圧迫の要因となっている。

※複数の生活排水処理施設を維持管理する市町村においては、過疎化・高齢化等社会情勢の変化を踏まえ、負担軽減のため生活排水処理施設の統廃合を検討するところも増えつつあるが、統合に伴う補助金返還を懸念して、あまり進んでいないのが実情。

<参考>

○本県の取組状況

生活排水事業を総合的に助言指導できるよう、平成14年度から公共下水道、農業集落排水及び浄化槽の補助事業を一つの部署で所管することとしている。

○下水道施設の管理費と財源

平成20年度の全国の状況を見ると、下表のとおり、起債の元利償還費を含めた污水に係る下水道管理費に対する使用料収入の割合は約70%となっている。

(単位：百万円)

年度	下水道管理費			Aのうち 汚水分 (D)	Cのうち 汚水分 (E)	財源内訳				
	維持管理 費 (A)	起債元利 償還費 (B)	計 (C)			使用料収 入 (F)	市町村一 般会計	都道府県 一般会計	その他	計
11	854,220	2,081,443	2,935,663	660,517	1,989,897	1,141,982	1,518,558	77,928	325,543	3,064,011
12	874,866	2,187,792	3,062,648	679,173	2,072,550	1,205,294	1,557,903	85,375	340,242	3,188,814
13	887,055	2,266,932	3,153,987	690,279	2,136,915	1,244,986	1,607,540	85,093	341,411	3,279,030
14	880,336	2,417,410	3,297,746	688,188	2,228,764	1,278,352	1,687,118	93,678	331,260	3,390,408
15	866,037	2,538,878	3,404,915	680,931	2,293,007	1,305,337	1,715,344	89,997	355,606	3,466,284
16	869,834	2,746,873	3,616,707	685,841	2,432,615	1,357,360	1,720,682	109,837	603,492	3,791,371
17	875,730	2,687,979	3,563,709	694,214	2,400,392	1,360,309	1,829,020	97,860	418,358	3,705,547
18	874,100	2,595,865	3,469,965	695,584	2,213,531	1,382,171	1,588,195	100,856	460,882	3,532,104
19	877,141	2,753,079	3,630,219	701,878	2,183,327	1,408,533	1,582,526	101,197	743,988	3,836,244
20	876,702	2,516,851	3,393,553	703,482	1,999,163	1,402,147	1,485,784	90,101	500,031	3,478,063

注) 公共下水道(単独、流閘)、流域下水道の合計である。

【「平成20年度版下水道統計」(日本下水道協会)より】

8 朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨収集について

《提案・要望の内容》

○朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨を発掘し、遺族に返還すること。

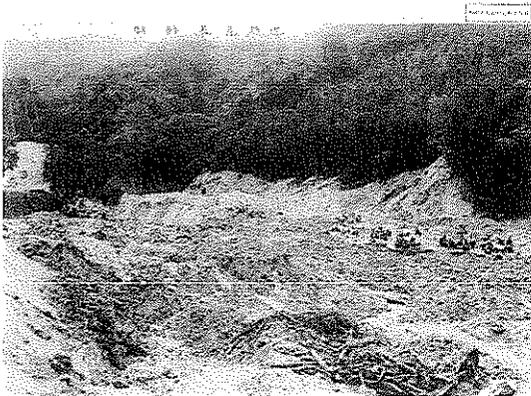
※1943年9月10日、鳥取大地震（震度6）の発生時、日本鉱業株式会社岩美鉱業所（住所：鳥取県岩美郡岩美町荒金）澱物堆積場の堰堤が決壊し、4万3千立方メートルの鉱泥が流出。その際、堰堤直下にあった朝鮮半島出身の旧民間徴用者宿舎と下流にあった荒金部落住宅15戸が、一瞬にして埋没するという大事故が発生。

※この事故により、朝鮮半島出身の徴用者28名と日本人37名あわせて65名の尊い人命が犠牲となった。その後、決壊堰堤は修復され、新たに2か所に砂防堰堤が構築され、現在に至っているが、今なお、旧民間徴用者及び日本人の20余名の遺体が鉱泥の中に残されたままの状況。

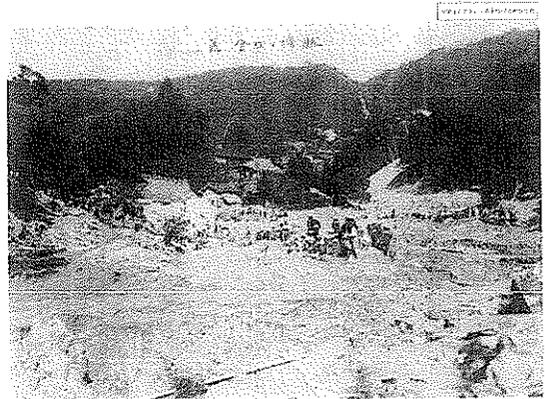
※国において、平成17年から旧民間徴用者の遺骨については、所在の情報収集と実地調査を実施され、韓国政府に情報提供されたところだが、今なお鉱泥中に残されている遺骨の発掘及び遺族への返還について、格別の御配慮をお願いします。

<参考>

○鳥取大地震発生後現地写真



朝鮮人長屋付近



現第1県営ダム・供養塔付近

9 インターネット上における人権侵害の防止について

《提案・要望の内容》

○インターネット上における人権侵害を防止するため、プロバイダ責任制限法の見直しなど実効性ある措置を早急に講じること。

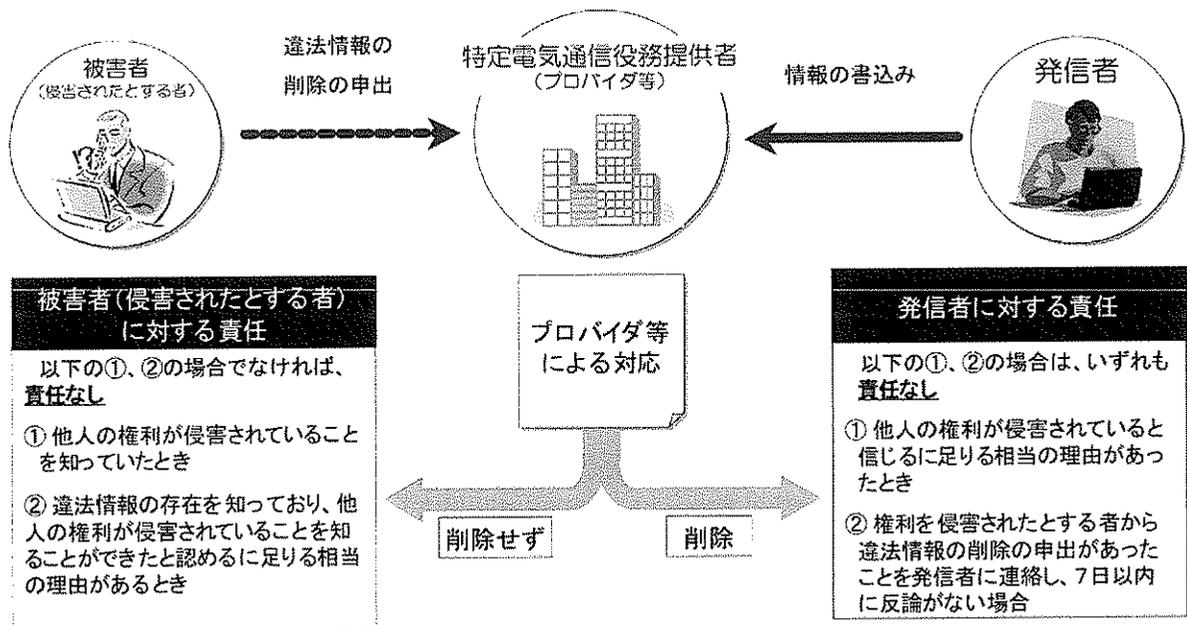
※平成14年に施行されたプロバイダ責任制限法は、インターネットで他人の権利侵害があったときに、プロバイダ等に対して侵害情報の送信防止措置を講じるなどの対応を求めるものであるが、送信情報の常時監視義務もなく、プロバイダやサイト管理者等関係者の自主的な取り組みに委ねられており、規制には限界がある。

※特に、行政文書や条例情報等を悪用したインターネット上の人権侵害の事案が横行しており、現行のプロバイダ責任制限法の見直しなど実効性ある措置が求められる。

<参考>

○総務省資料「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の図解」より抜粋

プロバイダ等の責任の明確化の概要



○鳥取県内での人権侵害事案

インターネットのGoogleマップに、「鳥取県内の同和地区(被差別部落)」の表題で、県内市町の設置管理条例等を悪用し、同和地区に関係する施設の所在地を同和地区として鳥取県内の地図に貼り付けている。また、「法務省人権擁護局、部落解放同盟、鳥取県も公認の差別対象地域です」と表示している。

鳥取地方法務局、県・関係市町、解放同盟県連が削除要請したが、今もって削除されていない。

10 人権救済制度の確立について

《提案・要望の内容》

○人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速・円滑に行うため、地域の実態を十分把握し、地方自治体や関係各方面の意見を反映させた実効性のある救済制度を早急に確立すること。

- ※当県においては、人権が尊重される社会の実現を目指して、平成8年に全国に先駆け「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」（以下「条例」という。）を制定し、「鳥取県人権施策基本方針」によって人権意識の高揚と各種施策の推進に積極的に取組中。
- ※特に平成21年4月からは、全国で初めて人権相談を県の取組みとして条例で定め、各種専門家の支援と関係機関の連携によってあらゆる人権相談の解決に総合的に取り組む「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」によって、人権尊重の社会づくりを一層推進。
- ※しかしながら、同和問題・女性・子ども・高齢者・障がい者等の不当な差別などの人権侵害の事案が多く発生しており、上記の相談ネットワークを構築して問題の解決を促進するなど人権の擁護を図るための対策に取り組んでいるものの、捜査権や独立した救済機関の設置権限がないなど自治体の権能には限界が存在。

<参考>

○人権相談ネットワークまでの経緯

- H17年10月 9月議会で「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」を議員提案。
条例可決（施行日：H18年6月）
- H17年12月～H18年1月
鳥取県弁護士会が条例施行規則の検討委員会への会員派遣を拒否（12月）
「人権条例に関する懇話会」（計2回）を開催
（指摘された主な意見）
- ・人権救済委員会の独立性が確保されていないこと
 - ・行政機関による人権侵害の救済が不十分
 - ・適正な手続保障に欠けること
 - ・立法事実の確認が必要
 - ・人権侵害の定義があいまい
 - ・救済の実効性を図る間接強制手段（過料、勧告、公表）の妥当性が疑問
 - ・表現の自由、報道の自由の侵害のおそれ
- H18年 3月 2月議会で「条例の停止に関する条例」と見直し事業費予算を提案し成立。
- H18年5月～H19年11月
「人権救済条例見直し検討委員会」で検討（計18回）
- H19年12月～H20年12月
「人権救済に関する庁内検討会議」で検討（計14回）
- H20年 4月 人権相談窓口業務開始（県内3地域に人権相談員を配置）
- H21年 4月 人権尊重の社会づくり相談ネットワークによる相談者への支援開始
- ・人権尊重の社会づくり条例で根拠づけ
 - ・人権救済条例の廃止

11 「総額裁量制」の柔軟な運用について

《提案・要望の内容》

- 平成16年度から総額裁量制が実施されているが、更なる運用の柔軟化を進め、地方自治体が必要としている次の職種について、義務教育費国庫負担金の対象職員に加えること。

特別支援学校	看護師、介助職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、司書
--------	-------------------------------

※義務教育費国庫負担制度の枠を維持しつつ、例えば給料の単価を下げて教員の数を増やし、少人数学級編成を行うことが可能になるなど、より地方独自の取組が容易になり教育分野における地方自治体の自主性を増す、いわゆる「総額裁量制」を平成16年度から導入。

※しかしながら、国庫負担対象外となっている職員については、学校に必要とされて配置されている職員であるにもかかわらず、給与等について全額を地方自治体が負担しなければならない、配置が進まなかったり、人員を削減されるという結果。

※「総額裁量制」は地方での教育の活性化及び自主性の発揮を目的として創設された制度であるため、地方が真に必要としている職種については国庫負担対象職員とするといった制度の柔軟化が必要。

<参考>

【鳥取県の状況】

- 当県では、法律や国の施策の方向性及び学校現場のニーズに基づき、教諭だけではなく様々な職種の教職員を配置。
- しかしながら、一部職種については、義務教育費国庫負担金の対象職員となっていないため、県及び市町村単独で所要の経費を負担。

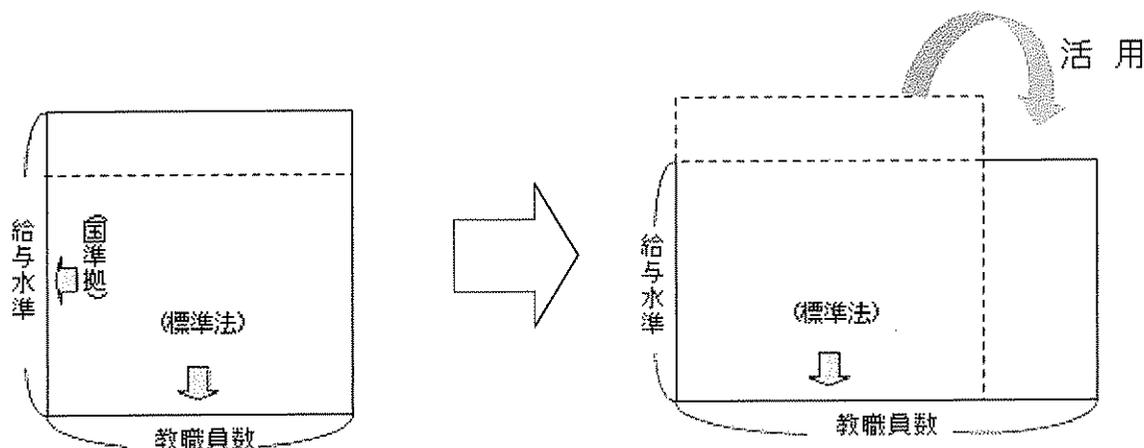
【義務教育費国庫負担制度（義務教育費国庫負担法）について】

市町村立学校及び特別支援学校の小・中学部の教職員給与費を都道府県の負担とした上で、国が都道府県の実支出額の原則1/3を負担する。

国庫負担対象経費：公立の義務教育諸学校教職員の給料・諸手当

国庫負担対象職種：校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員、事務職員

総額裁量制のイメージ



※制度創設前は、標準法による教職員定数を超える部分は国庫負担の対象外であり、給与水準を引き下げると国庫負担額も減少したが、制度創設後は、給与水準の引き下げにより生じた財源で教職員数を増やすことが可能になった。

12 スクールカウンセラーの国庫補助制度の充実について

《提案・要望の内容》

○スクールカウンセラー配置に関する国庫補助制度において、県立高等学校の配置制限を撤廃するとともに、必要性の高い定時制・通信制課程高等学校への配置について配慮すること。

※現在の国庫補助制度では高等学校への配置は制限的（配置校の総数の10%以内）に認められているところであり、高等学校におけるスクールカウンセラーの配置を拡大できない状況。

※生徒の不登校、いじめ、問題行動等への対応のために、「心の専門家」としてのスクールカウンセラーの必要性が増大。

⇒定時制・通信制課程では、小・中学校での不登校経験者が多数在籍。

○進学先により教育相談体制に差が生じないように、私立高等学校に対する補助制度の充実についても配慮すること。

○各地方公共団体がスクールカウンセラーを常勤職員として採用する場合にも国庫補助の対象となるよう、スクールカウンセラーに関する国庫補助制度を改善・拡充すること。

※県内には臨床心理士の有資格者の数が少なく、学校に配置するスクールカウンセラーの確保が困難な状況。

⇒本県では、平成19年度から臨床心理士の資格を持った者を常勤職員（期限付）として採用し、高校におけるスクールカウンセラーとして派遣。

○平成23年度の「スクールカウンセラー等活用事業」については、必要額が措置されない見込みとなっているが、各高等学校ともスクールカウンセラーの必要性が増大し、さらには、被災地からの生徒の受け入れ等も行っている現状において、学校現場の実態等を踏まえ、国庫補助の不足が生じることのない十分な予算措置を講じること。

<参考>

○県立高等学校における不登校生徒数の状況

生徒100人当たりの不登校生徒数（人）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
県立高校全体	1.73	1.71	1.52	1.44	1.55	1.61
全日制課程	1.31	1.30	1.10	0.98	0.76	0.70
定時制課程	13.04	12.52	12.30	13.54	22.11	25.20
全国公立高校	1.73	1.78	1.70	1.70	1.70	—

○東日本大震災被災地からの生徒の受け入れ

県立高等学校に6名の生徒を受け入れ（7月21日現在）

13 特別支援教育の就学奨励制度の見直しについて

《提案・要望の内容》

○各都道府県及び市町村の負担軽減を図るため、事務手続きの簡素化等柔軟な制度となるよう見直しを行うとともに、障がいのある児童生徒の実態や地域の実情に即した制度とするため、補助金の確保及び配分限度額の引き上げ等、制度の充実に努めていただくとともに、以下の経費を就学奨励制度の対象とすること。

- 1 点字の習得が難しい途中で失明した者に対して、教科書という本の形態でない録音図書（テープ等）を購入する経費
- 2 高等学校に進学した視覚障がいのある生徒に対して、拡大教科書を購入する経費
- 3 中山間地等の公共交通機関が発達していない地域における特別支援学校のスクールバスを運行する経費

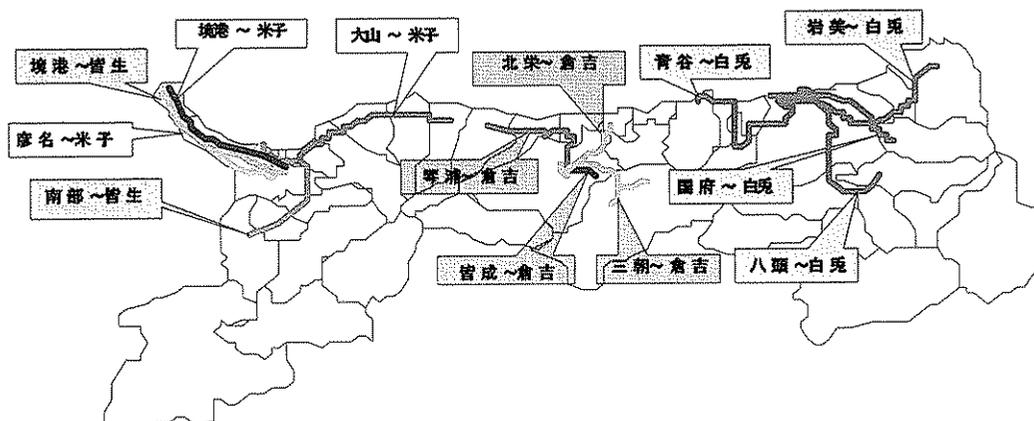
※特別支援教育就学奨励費負担金及び補助金については、特別支援学校への就学奨励に関する法律等の規定に基づき、特別支援学校又は小学校若しくは中学校の特別支援学級への就学の特殊事情を考慮して、当該学校へ就学する幼児、児童及び生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、国がその経費の一部を負担又は補助するものであり、負担又は補助の対象となる経費の範囲が厳密に規定。

※しかしながら、国から都道府県及び市町村に交付される補助金は経費の3割程度しか配分されない状況があるとともに、録音図書及び拡大教科書の購入並びにスクールバスの運行に係る経費が就学奨励制度の対象とならないなど、障がいのある児童生徒の実態や地域の実情に即していない。

※就学奨励費の支給事務において、支弁区分の決定や支給額の算定等の事務手続きが複雑であり、近年、特別支援学校の児童生徒数の増加に伴ってこれらの事務量が増加していることから、学校現場において大きな負担。

<参考>

平成 23 年度 県立特別支援学校通学バス路線図



14 発達障がいのある生徒に対する高校での指導支援の充実について

《提案・要望の内容》

○高等学校における発達障がいのある生徒に対する指導・支援の充実を図るため、都道府県や高等学校の意見も聞きながら、以下の事項について配慮すること。

- 1 専門性のある支援員（特別支援教育支援員）の配置に係る財源措置
- 2 通級指導に類する実践における単位認定の弾力化

※全国的に高等学校進学者の約2%が支援を必要とする状況の中、鳥取県においても発達障がいのある高校生が増加傾向。
発達障がいと診断された当県高校生の数（H16：21人→H22：137人）
※今後も、高等学校における発達障がいのある生徒の増加が見込まれるため、抜本的な対策が必要。

＜参考＞

1 専門性のある支援員（特別支援教育支援員）の配置に係る財源措置の必要性

○専門性のある支援員（特別支援教育支援員）の配置について、幼稚園及び小中学校に続き、今年度から高等学校も地方財政措置の対象となったが、高等学校については全国で500人相当分であり、幼稚園及び小中学校と比べて十分とはいえない。

【地方財政措置の状況】

H19～	公立小中学校を対象に措置開始
H21～	公立幼稚園まで拡充
H23～	公立高等学校まで拡充

○当県財政の状況は厳しく、県単独での高等学校への支援員の配置は困難な状況。

○高等学校においても専門性のある支援員を配置し、指導・支援の充実を図ることが必要。

○当県では私立高等学校の特別支援教育に係る担当教員の教育活動の充実を図るため、担当教員人件費の一部助成を平成23年度から行っており、当該経費への国の財政措置も求められるところ。

【私立高等学校等特別支援教育サポート事業】

- ・特別支援教育担当教員の人件費、活動費に対する補助（1/2）

2 通級指導に類する実践における単位認定の弾力化の必要性

○小中学校の通級指導では、特別の教育課程による場合において、校長は障がいに応じた授業を他の教室や学校で受けても当該特別の教育課程に係る授業と見なすことが可能。

- ・小中学校での「通級による指導」は平成5年から実施
- ・平成18年度から新たに学習障がい者や注意欠陥多動性障がい者を対象者に追加

○文部科学省では「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議（高等学校WG）」において、通級に類する指導について特別の教育課程の編成を検討中。

○高等学校においても特別の教育課程が認められれば、上記の通級指導に類した指導に対して、当該学級の授業とは別の場所で障がいに対応した授業を受けても単位の認定が可能となり、発達障がいのある生徒の修学環境が大幅に改善。

15 奨学金債権回収に要する経費の財源措置について

《提案・要望の内容》

○国庫補助に係る奨学金の返還金の回収において、専ら債権回収業務を行う職員の雇用や債権回収会社等へ回収業務委託を行った場合など、それに要する経費について、国も一定の負担を行うこと。

- ※本県では、地対財特法に基づく奨学金（進学奨励資金）の返還未納額が約2億8千万円を超過し、債権回収の強化を重要な懸案事項と位置付け、平成20年度から独自に納付勧奨専門員（非常勤職員）を配置したり、平成21年度から債権回収業者に債権回収業務を委託するなどして、債権回収強化に取り組んでいるところ。
- ※回収した進学奨励資金のうち、2/3は国へ償還するため、県収入分は1/3となるが、債権回収業者への成功報酬が30%とすれば、県には回収した返還金の3%相当額しか手元に残らないこととなる。
- ※必要な財源措置により、当該奨学金の回収強化が図られるのみでなく、奨学金返還意識の高揚につながり、日本学生支援機構（旧日本育英会）の奨学金など、他の奨学金制度にも好影響をもたらすことが期待される。

<参考>

○未納奨学金の状況

(単位:千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
未納額	266,743	287,179	285,791	268,259

※ 納付勧奨専門員の配置（H20：1名、H21～：2名）、
債権回収業者への委託（H21～）に伴い、未納額が減少している。

○回収経費の状況

平成22年度進学奨励資金回収額 137,239千円

↓
国庫償還 91,492千円、県収入 45,747千円

↓ <充当>

債権回収業者委託料 1,205千円
納付勧奨専門員人件費 5,000千円
合 計 6,205千円

〔うち、債権回収業者委託分の状況〕

回収額 4,542千円（債権回収業者の回収実績）
委託料 1,205千円（成功報酬24.675%+旅費実費）
国庫返還額 3,028千円（H24年度に国庫返還）
差引残額 309千円

16 文化事業の実施に係る補助・支援制度について

《提案・要望の内容》

○財政基盤が脆弱な文化芸術団体が円滑に事業を実施するため、文化庁の財政支援制度について、前払いや概算払いを認めること。

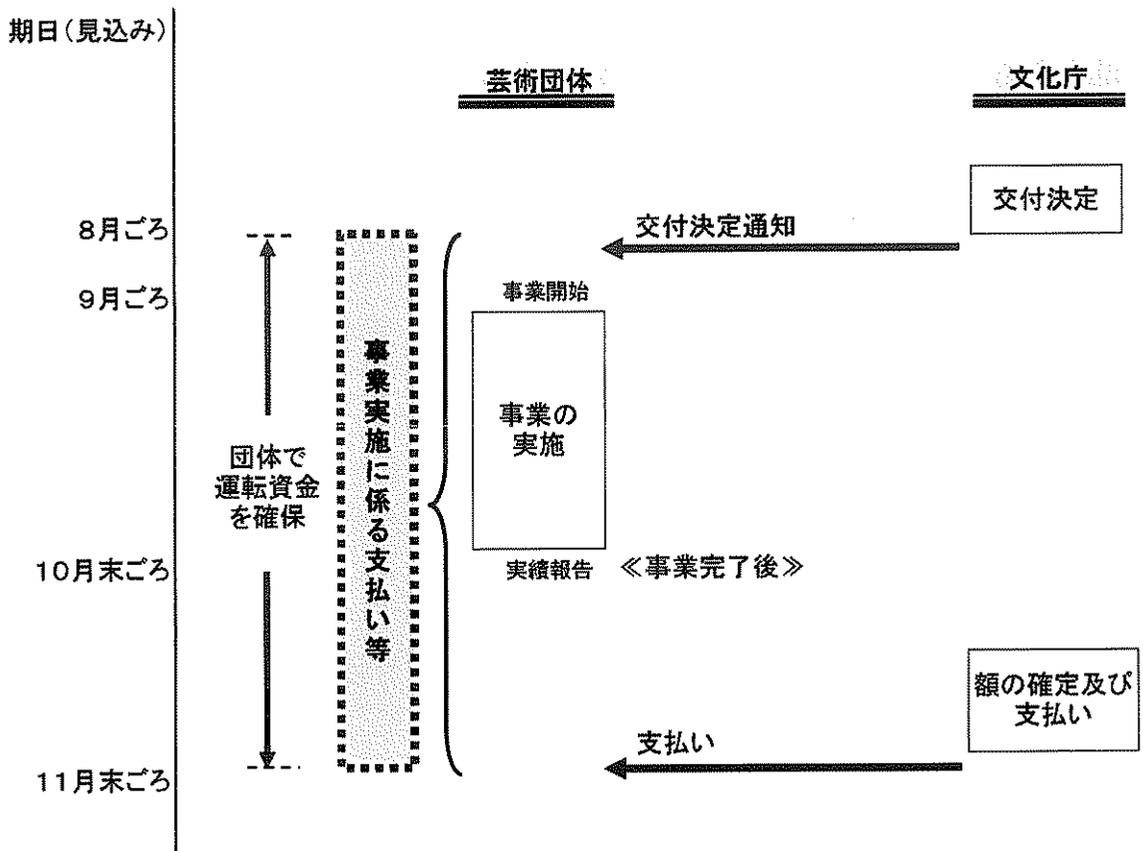
※国の支援制度の多くは事業実施後の精算払いであるため、支援を受けて事業を実施する文化芸術団体は、当該運転資金の確保に苦慮している。

実行委員会などの任意団体では民間金融機関からの融資が受けられないため、団体の構成員である個人等が立て替えたり、融資を受けて任意団体に貸し付けるなど大きな負担となっているのが現状。

また、支援規模(事業規模)が大きくなればなるほど、立替や個人融資による資金の確保が困難となっている。

<参考>

○文化芸術団体等の事業実施の流れ



17 三徳山の世界遺産登録に向けての取組について

《提案・要望の内容》

- 三徳山の世界遺産登録に向けて暫定リストを拡充し、新たな遺産の追加登録を行うこと。
- 三徳山の調査・研究にかかる取組に対し財政支援を行うこと。

※三徳山は、三仏寺と国宝三仏寺奥院「投入堂」にいたる行者道の道程にある懸造^{かけづくり}の建造物群、信仰の遺跡が数多く残る小鹿溪、それらを取り巻く原生的な自然環境からなる信仰の山であり、幾多の変遷をへて、今も日本の山岳信仰の原型を伝えている。また、国の名勝及び史跡に指定されており、投入堂をはじめとした山内の建造物群及び、三仏寺所有の仏像や銅鏡などは国重要文化財にも指定されている。

※当県では、暫定リスト入りに向け、調査・研究が特に重要であると位置づけ、地元三朝町と共に、考古学的調査や自然環境調査など、多角的な視点からの調査・研究に取り組んでいるところ。

<参考>

○これまでの三徳山の世界遺産登録に向けた取組

- H13年度 三朝町が世界遺産登録を目指す運動を開始
- H14年度～ 調査研究、情報発信等の取組を推進
- H16年3月 三徳山世界遺産登録運動推進協議会の設立
- H18年度 開山1300年祭の開催
三徳山御幸行列を50年ぶりに復活
- H19年度 国（文化庁）に世界遺産暫定一覧表記載提案書を提出したが、継続審査との回答
国（文化庁）に世界遺産暫定一覧表記載提案書を再提出
三徳山三仏寺本堂の保存・保護事業を開始
- H20年度 H19年度に再提出した提案書について暫定一覧表の追加記載とならず
自然環境調査を開始
- H21年度 鳥取大学との合同シンポジウム、三朝町による発掘調査及び測量調査、地元住民等による文化資産学習会等の実施
- H22年度 シンポジウムの開催、発掘及び植生調査、地元住民等による文化資産学習会の実施、行者道保存修理の検討（23～27年度に工事実施予定）

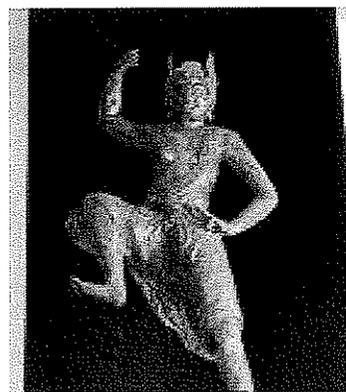
（国宝 投入堂）



（名勝 小鹿溪）



（重文 木造蔵王権現立像）



18 生活保護の級地制度及び生活保護受給者の 自動車運転免許取得について

《提案・要望の内容》

- 生活保護の級地について、市町村の実態に即した適切な級地区分に見直すこと。
- 生活保護受給者の勤労意欲が強く、運転免許の取得が就職への可能性を高めると認められる場合には、免許取得経費を支給するよう、支給要件を緩和すること。

<参考>

1 生活保護の級地

- ・生活保護の級地は、市町村単位で、最大較差22.5%とし、4.5%等差に6区分化されている。

→ 級地制度における地域差を設定した当時（昭和59年）と比較して、地域間の消費水準の差は縮小の傾向。

→ 市町村合併により、3級地—2であった旧町村部が、2級地—1になるなどの不均衡が生じている。

1級地—1	1級地—2	2級地—1	2級地—2	3級地—1	3級地—2
100.0	95.5	91.0	86.5	82.0	77.5

2 生活保護受給者の自動車運転免許取得

- ・就職が確実に見込まれており、免許の取得が雇用の条件になっている場合のみ支給できるとされている。

→ 最近の求人は、運転を業務とする業種に限らず、そのほとんどが運転免許の所持を採用の必須条件としている。

→ 当県のように、都市部と違い交通事情が悪く、車に頼っている地域においては、運転免許の取得は、就労促進及び世帯の自立に有効。

<鳥取県の軽自動車普及状況>（平成21年3月末）

100世帯当たり台数 97.2（全国1位）

19 地域生活定着支援センターに対する支援について

《提案・要望の内容》

- 地域生活定着支援センターの業務が適切に遂行できるよう国庫補助金の十分な財源を確保すること。
- 生活基盤が確保できない刑務所出所者等の増加に十分な対応が困難である中、最終的には刑務所所在地の市町村が援助の実施者となり、過度な負担が生じているため、刑務所所在地の負担を軽減するよう、当該市町村に対する財政的支援を行うこと。

※矯正施設退所者が地域においてその能力に応じ自立した生活を送ることが出来るよう、各種の福祉サービス等に関する相談、あっせん等を行うため、平成22年7月から地域定着支援センターを設置した。

地域生活定着支援センターに係る国が示す国庫補助基準額は1700万円であるが、このうち人件費は960万円と標準的に示されており、また、国の実施要領では「センターの職員は4名配置を基本とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置」とされているが、当該基準額では、こうした専門知識を必要とする有資格者を確保することは非常に困難である。

については、事業が円滑に行えるよう、国庫補助基準額には、資格を有する者を確保するために必要な人件費や活動するために支障のない事務費を措置されたい。

また、地域定着支援センターが関係機関や関係施設の協力を円滑に得られるような支援も必要である。

※刑務所出所者で帰住先がない者は、出所後、直ちに生活が困難であり、直ちに生活を支援するものとして、更正保護施設が有効かつ重要であるが、常に満員の状況であり、出所者のニーズに対応できていないのが実状である。早急の定員増も困難であることから、居住地を有しないが不明のため、帰住先のない障がい者、高齢者等については、障害者自立支援法等に基づき、刑務所所在市町村が援護の実施者となっており、当該市町村の負担感はかなりのものとなっている。

については、居住地を有しないが不明のため、帰住先のない障がい者、高齢者等のため、過度の負担が生じている刑務所所在市町村に必要な財政的支援を行い、負担軽減を行うこと。

20 地域の実情に応じた障がい福祉サービスについて

①障がい者総合福祉法（仮称）の制定に向けた提言について

《提案・要望の内容》

- 薬物依存症リハビリ施設が安定した運営ができるよう公的支援を行うこと。
- 高次脳機能障がいの定義を法律上に明文化すること。
- 発達障がいの特性に応じた支援を行うための児童デイサービス、自立訓練などの障害福祉サービスを充実させること。
- 児童福祉法にかかる障がい児のサービス利用負担を見直すこと。
- 医療ケアの必要な重症心身障がい児・者の在宅生活を支援する障害福祉サービスを充実するとともに、医療型短期入所等にかかるコストに見合う報酬額を設定すること。
- 障害福祉サービスで義務的経費については、国庫負担基準額を廃止し、市町村が必要と認め実際に支弁した総費用額の1/2を国が負担すること。
- 強度行動障がい者への支援について、従前あった強度行動障害者特別支援加算に相当する報酬加算等を設定（復活）すること。また、強度行動障害者が自宅以外で生活する場所は、必ずしも施設だけでなく、ケアホームの方が合っている方もあることから、上記の加算は、ケアホーム（共同生活介護）サービスにも設定すること。

※薬物依存症リハビリ施設は運営基盤が脆弱であり、施設職員及び利用者の薬物依存症関連研修への参加、施設の職員体制等について、十分に対応できていない。
公的支援を行うことにより、施設利用者の回復へ向けた処遇改善が図られることが期待できる。

※高次脳機能障がいは、精神保健福祉手帳の取得のほか、障害者自立支援法に基づく各種サービス等を受けることが可能であるが、必ずしも障がいに対する理解が十分に浸透しておらず、地域におけるサービスの整備も進んでいないことから、当事者が必要とするサービスを適切に利用できない状況がある。

※全国で取組みが行われた発達障がい支援開発事業（国のモデル事業）の成果を踏まえ、発達障がい児・者の特性に応じた児童デイサービス、自立訓練などの障がい福祉サービスを受けることが出来るよう配慮されたい。

※障がい児通園施設と保育所との利用負担について不均衡が生じているため、次の2つを考慮されたい。

- ①2人目以降の児童の障がい児通園施設利用料を軽減する制度の創設
- ②障がい福祉サービスの負担上限額の算定において、原則として保護者の所得合計のみとすること。

※NICUの設置、医療技術の発達等により、在宅で暮らす医療ケアを必要とする重症心身障がい児・者は増加してきているが、在宅生活を支援するサービス体制が不十分。

- ①利用者の要望が高いが障害者自立支援法の対象となっていないサービスについて、当県においては県単独で助成事業を行っているところ。
- ②特に要望が高い医療型短期入所の実施事業所の数が不足している理由のひとつとして、報酬単価がコストに見合っていないという実態がある。

※障害者自立支援法は「在宅サービスも含めて義務的経費化する」ということをうたい文句に導入されたが、実際には、国が義務的に負担するのは、「障害程度区分ごとに決まる国庫負担基準額内」となっている（障害者自立支援法第95条）。そのため、国庫負担基準額が、障害福祉サービスの事実上の上限となっている。

※障害者自立支援法が施行され、重い障がいの加算が一つにまとめられたため、旧法で設定されていた強度行動障がいに特化した加算がなくなった。ケアホームは、個室で周りに人が少ないという特徴があり、強度行動障がいのある方によっては、入所施設よりもむしろ生活しやすく、また支援を行いやすい場合もある。

21 地域の実情に応じた障がい福祉サービスについて

②地域の実情に応じた障がい福祉サービスの提供と財源確保について

《提案・要望の内容》

- 地域生活支援事業に対して積極的に取り組めるように、地域生活支援事業国庫補助金の十分な財源を確保すること。
- 医師法等による資格を持たない介護職員に対し、例えば一定の知識・技能を習得させることを要件にすることなどにより、オストメイトの方の肌に接着したストーマ装具（パウチ）の取り替えを行うことができるように要件を緩和すること。
- 平成21年度に創設された施設外就労加算の金額を小規模な事業所でも対応できるように見直しすること。
- 通所サービス等利用促進事業について、送迎に関する費用等は報酬で評価されるよう見直すこと。

※平成23年度予算においては地域生活支援事業国庫補助金の財源は、前年度微増の445億円が確保されたが、平成22年度の市町村事業の国庫配分の平均内示率は81.6%であり、特に小規模の市町村では、財源が確保されない状態での新たな事業の実施を躊躇している状況である。

※平成22年4月1日付厚労省通知「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱い」により、たんの吸引・胃ろうによる経管栄養行為を、医師又は看護職員以外の者が、一定の条件の下、行うことが可能となった。

一方、自宅で介護を必要としたり、老人介護施設に入所しているオストメイトの方は、自らストーマ装具（パウチ）を取り替えることが困難な場合があるが、医師法等により医師や看護師等以外の者が、肌に接着したストーマ装具（パウチ）を取り替えることは原則として禁止されている。

社団法人日本オストミー協会鳥取県支部「さざんかの会」の会員（会員数110名）は、介護職員が介護サービスにおいてストーマ装具を取り替えるよう希望している。

高齢化等により自分ではストーマ装具の取り替えが困難な方の日常生活を支援するため、一定の知識・技能を有する介護職員によるストーマ装具の取り替えが行えるよう要望する。

※施設外就労は、平成21年度に国が制度改正し、報酬の加算として措置した際、従来の基金事業における助成金支給額を下回る場合があることから、施設外就労加算の金額を見直し、利用者が3人の場合は加算額を1日1,500円にするよう要望する。

※平成23年度に終了となる障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業のうち、通所サービス等利用促進事業は、特に交通機関が十分でない過疎地域においては、送迎は欠かすことのできないものであることから、日中活動サービス事業所にとって非常に重要な役割を果している。

この事業が廃止となれば、過疎地域の事業所においては、基金事業廃止後も送迎を実施せざるを得ず、そのため、その費用が事業所運営を圧迫し、事業の継続が困難となることも想定されることから、過疎地の市町村をはじめとして事業継続を望む声がある。

通所サービスを継続的に行うためにも、送迎に関する費用等は、本来報酬で評価されるべきと考えており、見直しを求めるとともに、見直しがなされるまでは本事業を継続されるか、または何らかの加算措置を検討いただきたい。

22 介護報酬の適正化等について（人材定着・雇用確保対策）

《提案・要望の内容》

- 平成21年度、介護職員の報酬改定及び介護職員処遇改善交付金の創設が行われたものの、現場の人出不足を解消し雇用の場として活用するためには十分な処遇改善となっていないため、現場職員の能力や経験に応じた介護報酬を設定すること。

※介護報酬は平成20年度まで引き下げられてきた経過があり、平成21年度の3%引上げだけでは不十分。また、処遇改善交付金についても介護職員のみを対象とした平成23年度までの暫定措置であり、抜本的な改善には繋がらない。

※介護現場における離職率が高い原因としては、賃金、非正規、夜勤等の雇用条件等に対する従事者の根強い不満がある。

例) 基本給与月額 福祉施設介護員(21万3千円)、ホームヘルパー(20万2千円)

< 全労働者平均(31万8千円)

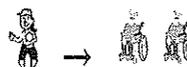
- きめ細やかな介護サービスを実施するため、基準を上回る介護職員を配置している実情があることから、サービスの質に見合った介護報酬となるような制度を設定すること。

※現行の特別養護老人ホームや老人保健施設の人員配置基準（入所者3名に対して看護職員又は介護職員を1名以上配置）は3:1とされているが、県内の実態としては、特養は1.9:1、老健は2.2:1と、介護サービスの質を確保するために、ほぼ2:1の体制にせざるを得ない現状がある。

【国配置基準】



【県内の配置実態】



- 介護職員処遇改善交付金については、国においてもその制度のあり方を議論しているところであるが、平成24年度以降も引き続き交付金が措置される場合は、介護職員のみ限定されている交付金の対象範囲を見直すなど、介護現場に従事する職員の処遇改善策を検討すること。

※介護サービスの現場では、介護職員だけでなく、看護職員、生活相談員、機能訓練指導員など様々な専門分野の職員が、連携を図って利用者にサービスを提供しており、この交付金については、事業者からも内容の見直しを求める声が出ている。



※介護事業が、今後も確固たる雇用の場として成長していくには、介護職員だけでなく、介護現場で働く全ての職員に対し処遇改善を図ることが必要。

- 平成23年度までの緊急雇用対策として行っている「現任介護職員等研修支援事業」等については、雇用確保に資する効果的な取組であるため、平成24年度以降も、同様の事業を継続すること。

※現任介護職員等研修支援事業

→ 介護サービス事業所等に従事する介護職員等を研修派遣する際、当該職員の代替職員として離職中の失業者を派遣（委託）する制度。

※その他、同様の雇用対策事業として、次の2事業あり。

- ・「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業
- ・介護サービス向上のための職員加配支援事業

23 介護福祉士資格の取得に関する現任者対策について

《提案・要望の内容》

○改正介護保険法が6月に成立し、当面3年間は猶予されることとなったものの、現任の介護職員が就業しながら600時間の養成施設研修を受講することは困難であるため、研修を受講しやすいものに再構築するなど、介護福祉士国家資格の取得が容易となるような支援策を講じること。

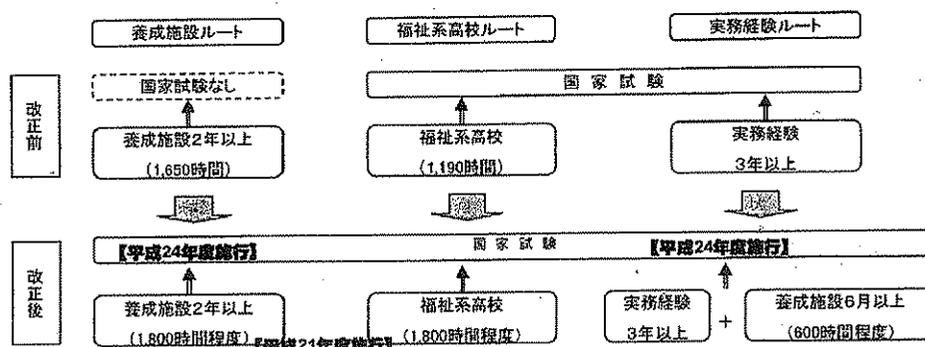
※介護福祉士国家試験の受験資格が変更(養成施設600時間)される計画があるが、就業しながら600時間の研修受講は困難であるため、現任者が受験しやすい仕組みづくりが必要である。

※「働きながら資格を取る」介護雇用プログラムの創設により、求職者には雇用の場の確保と資金援助により、介護福祉士等の資格取得の機会が保障されている一方で、現任介護従事者に対する支援制度はない。

<参考>

1 介護福祉士国家試験の受験資格の変更

- ・養成施設卒業者は資格取得のために新たに国家試験を受験しなければならない。
- ・3年以上の実務経験者は、国家試験受験前に養成施設で6月以上(600時間程度)の養成課程を経なければならない。(⇒就業しながら600時間の研修受講は困難。)



※この制度変更は、平成23年6月に改正介護保険法が成立し、施行が3年間(H24～H27年度)延期された。

2 働きながら資格を取る介護雇用プログラムの概略

- ・県の委託を受けた介護事業者等が求職者を期間を設けて雇用。
- ・雇用された者は、介護福祉士やホームヘルパー2級等の養成機関に通いながら、介護施設等で勤務(介護補助業務に従事)する。
- ・雇用された者は、賃金を得ながら受講経費を負担することなく(いずれも県負担)、資格取得と介護実務経験を積むことができる。

3 働きながら資格を取る介護雇用プログラムの導入による問題点(現場の声)

- ・介護現場では即戦力を必要としており、当該事業は取り組みにくい。
- ・介護現場や養成校で、現任職員あるいは自己負担で学ぶ学生との間に不公平感(特別扱い)がある。
- ・当該事業によって資格取得をした者に介護現場での継続勤務の義務付けがないので、将来的な雇用の安定が図られない。

24 介護基盤緊急整備事業について

《提案・要望の内容》

○国経済対策として創設された現在の基金制度は平成23年度で終了となるが、その後においても小規模特養や認知症グループホーム等の計画的な施設整備が必要であるため、現行の基準単価の維持や防災改修特別対策事業の継続等、所要の財源確保を行うこと。

<現行の基金制度> ※助成単価の引上げと防災対策の充実

- ◆事業名 介護基盤緊急整備等臨時特例基金
- ◆事業期間 平成21年度～平成23年度
- ◆基金造成額 1,250,626千円（鳥取県における基金積立額）
- ◆主な整備内容 特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護拠点、認知症高齢者グループホーム等の新規整備、防災改修事業
- ◆基準単価の例 小規模特養 4,000千円／定員1床
グループホーム 30,000千円／1施設

<従来 of 補助制度>

- ◆事業名 地域介護・福祉空間整備等交付金
- ◆主な整備内容 特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護拠点、認知症高齢者グループホーム等の新規整備
- ◆基準単価の例 小規模特養 2,000千円／定員1床相当
グループホーム 15,000千円／1施設

○別途、地域支え合い体制づくり事業分の基金も平成23年度で終了するが、地域住民が触れあえる交流拠点（鳥取ふれあい共生ホーム）の施設整備を図る上で効果的な制度であることや、地域で展開される各種の生活支援事業など、ソフト事業への活用要望が非常に高いことから、引き続き、所要の財源確保を行うこと。

<鳥取ふれあい共生ホームの整備>

- ・事業期間 平成23年度
- ・整備予定 県内10箇所程度
- ・補助額等 上限額1,000千円、補助率10/10

<地域支え合い体制づくり事業の要望状況>

- ・県予算額 300,000千円
- ・要望額 462,942千円

【内訳】

市町村	176,442
NPO等	252,060
県	34,440

25 子どもに対する手当の取扱いについて

《提案・要望の内容》

○平成23年10月以降の子どもに対する手当の制度設計を早急に行うこと。

○子ども手当、児童手当のような全国一律的なサービス提供については、国が責任を持って財源を負担すること。

※つなぎ法により、平成23年9月分までは子ども手当が支給されるが、10月以降の子どもに対する手当制度は未定。

※国における平成23年度第1次補正予算で、子ども手当の上積み（3歳未満の子どもは月額13千円から月額20千円に引き上げ）のための財源は減額されている。

※新聞報道等では、「政府・民主党は子ども手当制度を廃止し、支給額等を修正した児童手当制度とする方針で検討」とされている。

<参考>

子ども手当制度の概要

○支給対象

日本国内に住所を有し、中学校修了前の子ども（※）を監護し、その子どもと生計を同じくする保護者等。

※15歳に達する日以後の最初の3月31日間での間にある者

○支給額

月額13,000円

○負担割合

被用者、非被用者

区分		国	都道府県	市町村
0～3歳未満	被用者	11/13	1/13	1/13
	非被用者	19/39	10/39	10/39
3歳以上 小学校終了前	第1子・第2子	29/39	5/39	5/39
	第3子以降	19/39	10/39	10/39
中学生		10/10	—	—

26 保育所における保育士配置基準の改善及び 財源措置の充実について

《提案・要望の内容》

○安心して子育てできる施策を進めるため、子ども手当による直接給付だけでなく、充実した保育環境を整備すること。

○保育・幼児教育の質の向上を図るため、保育所における保育士の配置基準の改善及び適切な職員配置が可能となる必要な財源措置を行うこと。

(児童：保育士) 1歳児 6：1 → 4.5：1
 3歳児 20：1 → 15：1
 4歳児以上 30：1 → 20：1

※「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、保育所の最低基準は条例で都道府県が定めることとされているが、保育士の配置基準については「従うべき基準」として国の基準どおりに制定することとされている。

※保育現場では、多様な保育ニーズへの対応等により保育士の業務が増加しているが、現在の保育士配置基準では実態に合わず、更なる充実が必要。

※鳥取県では、1歳児や障がい児の単県加配を実施。また、市町村でも多様な保育ニーズに対応したり、特に必要性の高い3歳児以上に対し加配を実施。

※しかし、市町村では、税収減、三位一体改革による地方交付税の減などにより、財政が悪化。特に平成16年度に公立保育所の運営費が一般財源化されてから、保育現場の非正規職員を増やさざるを得ない状況。

※保育・幼児教育の質の向上を図るためには、保育士の雇用環境を整備するとともに、保育の実施主体である市町村に、充実した保育環境を整備するための財源措置を行うことが必要。

<参考>

○現行の国基準及び改善案

区分	配置基準（児童：保育士）				
	乳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
国基準	3：1	6：1	6：1	20：1	30：1
県独自加配	—	4.5：1	—	—	—
実態調査(注)	2.4：1	4.1：1	5.2：1	10.2：1	12.3：1
改善案	—	4.5：1	—	15：1	20：1

(注) 鳥取県子ども家庭育み協会調べ (H19)

27 小児医療費の負担軽減等及び特別医療費の助成に伴う 国庫負担金の減額措置の見直しについて

《提案・要望の内容》

- 小児医療費について、自己負担割合の引き下げ等による、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ること。
- 市町村の特別医療費助成による国民健康保険療養給付費等に係る国庫負担金の減額措置を見直すこと。

【小児医療費の自己負担軽減】

※急速に少子化が進行する中で、子どもを生き育てやすい環境づくりを推進していくことは、極めて重要な課題。

※各種調査でも、多くの夫婦が「子どもは欲しいが子育てや教育にお金がかかり過ぎる」と答えているとおり、子育て家庭の経済的支援の充実が、少子化対策として重要であることから、平成23年4月から、県独自に、助成対象を「小学校就学前まで」から「中学校卒業まで」に拡大したところ。

※国においても、子どもが病気になっても安心して医療にかかれるよう小児医療費の自己負担割合の引き下げ等による子育て家庭の経済的負担の軽減を図ること。

【特別医療費助成による国庫負担金の減額措置】

※各市町村では身体障がい者、知的障がい者、ひとり親家庭、乳幼児等に対し、医療に係る負担金の一部を助成し、所得が低い方等が受診しやすい環境の整備を図っている。

※これに対して、国では、地方公共団体が独自の制度により療養費に係る一部負担金を軽減している場合、法定割合どおりの場合と比較して医療費が増加するとの理由から、国民健康保険療養給付費等に係る国庫負担金を減額交付している。

※しかし、特別医療費の助成は、乳幼児を始め生活弱者等、真に医療を必要とする者が、医療を受けやすくするための制度であり、不必要な受診の機会を増やすものではない。

<参考>

【小児医療費の自己負担軽減】

自己負担例：通院の場合（平成23年4月以降）

■小学校就学前まで

6,000円	
医療保険(8割)	自己負担(2割)
4,800円	1,200円
	670円
	患者負担 530円
県 335円	市町村 335円

■小学校就学後から中学校卒業まで

6,000円	
医療保険(7割)	自己負担(3割)
4,200円	1,800円
	1,270円
	患者負担 530円
県 635円	市町村 635円

28 病児・病後児保育施設の運営費に対する 国庫補助要件の緩和について

《提案・要望の内容》

○国庫補助基準額の引き上げを行うこと。

○年間延べ利用児童数が1人以上10人未満の病児・病後児保育実施施設についても国庫補助対象とすること。

※保育園児を持つ保護者の52.3%が子どもが病気の時に見てくれる同居の家族がいない、または親族等が身近にいない等により困ったことがあり、子どもが病気の時安心して預けることのできる施設のニーズは高い。

※現在、県内に病児・病後児保育実施施設は17施設あり、そのうち平成21年度国庫補助対象施設は12施設である。

※季節による利用者の変動が大きく、実際には国の示す職員配置より手厚い職員配置が必要となる場合がある。

※結果的に年間延べ利用児童数が10人未満となった施設でも、利用があるかわからない状態で職員を配置しておく必要があり、年間を通しての利用が少ない場合でも助成してほしいという希望が多い。

<参考>

◇県内の事業実施施設

病児・病後児保育施設 5施設(うち平成21年度国庫補助対象施設 5施設)
病後児保育施設 12施設(うち平成21年度国庫補助対象施設 7施設)

◇そのうち国庫補助の対象とならなかった施設の状況(平成21年度)

年間延べ利用児童数	施設数
1人以上10人未満	2
なし	3

◇病児・病後児保育に係る単県補助制度

(1) 季節による利用児童数の変動に応じ、国の示す職員配置を超えて保育士を配置する施設に対して、予算の範囲内で加配の職員配置に係る助成を行う。

【実施主体】 市町村

【負担割合】 県 1/2 市町村 1/2

(2) 小規模な受け入れ施設に対して、国の基準額と同額の運営費を助成する。

【実施主体】 市町村

【負担割合】 県 1/2 市町村 1/2

【補助基準額】 国庫補助の基本額(病後児対応型)と同額:2,000千円/年

29 放課後児童クラブに係る補助制度の充実について

《提案・要望の内容》

- 国庫補助の基準額を実態に合ったものとし、多様な能力を持った指導員を活用できるように制度の充実を図ること。
- 障がい児の障がいの程度・人数に応じた適正な職員配置ができるよう必要な財源措置を行うこと。
- 厚生労働省が所管する放課後児童クラブと文部科学省が所管する放課後子ども教室推進事業と一本化し、利用者にわかりやすくするとともに、両制度を踏まえた事業の充実を図ること。

※クラブ運営に係る財源が厳しく、基準額が実態にあったものとなっていない。また、多様な能力を持った人を指導員として活用するためには財源の充実が必要。
 ※現行の国の補助制度では、放課後児童クラブにおいて障がい児加配に対する担当職員を配置する際、配置人数に関わらず定額補助（1名相当分）となっている。
 ※現場では、障がい児を受け入れるクラブが増えてきており、障がい児の障がいの程度、人数に応じた適正な職員配置ができるよう補助制度の充実が必要。

<参考>

◇H 2 3 年度各市町村からの申請における障がい児数

	クラブ数	障がい児数	
		総数	1クラブ平均
①障がい児1名のクラブ	61クラブ	61人	1人
②障がい児2名以上のクラブ	26クラブ	69人	2.7人

◇障がい児3人以上のクラブ数

市町村	障がい児数		
	3人	4人	5人
米子市	3クラブ		
倉吉市			2クラブ
北栄町			2クラブ
南部町		1クラブ	
4市町	3クラブ	1クラブ	4クラブ

◇障がい児対応加配職員配置に係る単県補助制度

単県補助対象クラブ【単県補助制度の拡充】	国庫補助対象クラブ【単県上乘せ制度の創設】
<内容> 受入れ障がい児の障がいの程度、人数に応じて必要な職員を複数配置する市町村に対して補助	左に同じ
<受入れ障がい児と担当職員の配置割合> ◇ 重度障がい児 1:1 ◇ 重度以外障がい児 2:1	左に同じ ただし、補助対象左記配置割合により配置される実人数から1名分相当を引いた人数とする。
<基準額> 1,520千円×事業月数/12月×配置人数	<基準額> 1,520千円×事業月数/12月×(配置人数-1)
<負担割合> 県1/2、市町村1/2	左に同じ

◇放課後児童クラブと放課後子ども教室の設置状況（平成22年度）

区分	開設状況
放課後児童クラブ	16市町村126クラブ うち国庫補助対象 16市町村115クラブ
放課後子ども教室	11市町村34教室

30 妊婦健康診査助成事業に対する支援について

《提案・要望の内容》

- 妊婦健康診査に係る地方公共団体の負担に対する確実な財源措置を行うこと。
- 妊婦健康診査臨時特例交付金事業終了後も地方公共団体が14回の公費負担を継続するために必要な財源措置を行うこと。

※特例交付金を活用した妊婦健康診査の公費負担の拡充は平成23年度末までの措置であり、平成24年度以降の財源については明確にされていないため、将来にわたり安定的に妊婦健康診査を実施するために公費負担の継続が必要である。

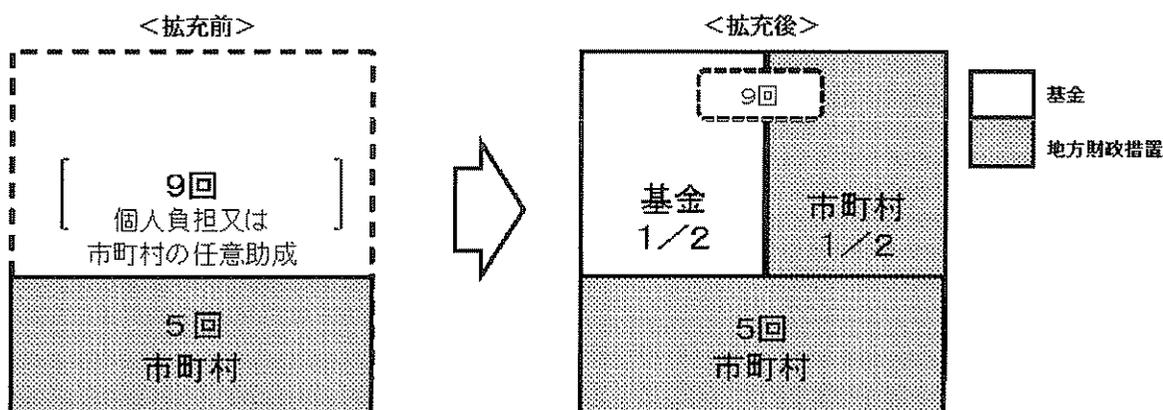
<参考>

国から県へ交付される「妊婦健康診査臨時特例交付金」を活用し、県に鳥取県妊婦健康診査支援基金を造成（H21.3.31 造成済）。基金を財源とした「市町村が実施する妊婦健康診査公費負担」に対する補助事業を実施している。〔基金積立額：356,602千円〕

※市町村の実施する妊婦健康診査公費負担については、健診5回分が地方財政措置され、健診9回分(H21 から拡充)についても、平成23年度までの間、県による基金を財源とした補助（1/2）を実施している。

残り1/2の財源については地方財政措置が講じられる。

1 妊婦健康診査公費負担の財源



2 妊婦健康診査公費負担拡充の効果

妊婦が健診の費用の心配をせずに妊婦健診を受けられるようになったことにより、妊娠届出時期が早まり、妊婦の健康管理が適切に行われるようになった。

【妊娠11週までの妊娠届出割合】

平成20年度 81.1% → 平成21年度 87.6%